

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年三月三日奈良県指令建第一〇四―一五八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年七月十三日建第九六六一号
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年七月十三日建第五六二〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市今井町三丁目三九番一、三九番五、三九番六、三九番七、三九番八、三九番九、三九番一〇、三九番一一、三九番一二、三九番一三、三九番一四、三九番一五、三九番一六、三九番一七、三九番一八、三九番一九及び三九番二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市今井町三丁目三九番一及び三九番九

下水道 橿原市今井町三丁目三九番一の一部